

## 建築基準法 問題&解答 7

[No.6]近隣商業地域において、建築基準法上、建築できないものは次のうちどれか。ただし、特定行政庁の特例許可については考慮しないものとする。16-9

- 1.住戸部分の床面積の合計が、10,000 平方メートルの店舗付共同住宅
- 2.客席部分の床面積の合計が、1,000 平方メートルの映画館
- 3.売場部分の床面積の合計が、5,000 平方メートルの店舗
- 4.居室部分の床面積の合計が、10,000 平方メートルの事務所

[No.6]16-9

正解 2

建築基準法 別表 表 2 用途地域内の建築物の制限(抄)

(訂正前)

㉔	近隣商業地区内に建築してはならない建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 (り)項に掲げるもの</li> <li>二 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席部分の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>以上のもの</li> <li>三 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>四 個室付浴場業に関する公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの</li> </ul>
(り)	商業地域内に建築してはならない建築物	略

以上から、客席部分の床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>の映画館は、近隣商業地域内で建築できない。

↓

(訂正後) 解答なし

	近隣商業地区内に建築してはならない建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 (ぬ) <del>(り)</del>項に掲げるもの</li> <li><del>二</del> 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席部分の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>以上のもの</li> <li><del>二</del><del>三</del> キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li><del>三</del><del>四</del> 個室付浴場業に関する公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの</li> </ul>
(ぬ) <del>(り)</del>	商業地域内に建築してはならない建築物	略

以上から、客席部分の床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>の映画館は、近隣商業地域内で建築できる。